

アルヘルスの問題—携帯電話のwebアンケートを用いた調査から—平成19年度厚生労働科学研究費補助金（エイズ対策研究事業）日本の性娯楽施設・産業に係わる人々への支援・予防対策の開発に関する学

際的研究」総括・分担研究報告書（研究代表 東優子） 2008.

・ 三橋順子（2008）『女装と日本人』．講談社

2

セックスワーカーとの協働による予防介入プログラムの開発と普及

研究分担者： 青山 薫（神戸大学国際文化学研究所 准教授）

研究協力者： 要友紀子（SWASH）

八木香澄（SWASH）

田宮 涼子（Sexy Mountain）（2010 年度のみ）

研究要旨

「セックスワーカーとの協働による予防介入プログラムの開発と普及にかんする研究」は、2009-2011 年度にかけて、個別施策層のひとつであるセックスワーカー(以下 SW)当事者による HIV 予防介入プログラムを開発することを目的に、日本人当事者と支援者からなるアドボカシー団体 Sex Work and Sexual Health(以下 SWASH)と協働することによって当事者のプログラム開発への参加をすすめると同時に、首都圏および関西圏を中心に、とくに接近が困難な外国人 SW に対するアウトリーチ活動と関係者への聞き取り調査を行った。また、アジア、オーストラリア、ヨーロッパ諸国における、当事者・支援者団体の SW における権利と安全を保障する活動と当事者による予防介入が効果を上げることの関連性について、関係者に対する聞き取りを行った。加えて 2011 年度には、トランスジェンダー（以下 TG）SW に対する個別施策の必要性を検討することを目的に、この層に対するアウトリーチ活動を行った。

その結果、初年度では、SW 当事者が研究者（ひいては厚生労働省エイズ対策研究事業）と協働し、HIV 予防に介入することが有効かつひろく現実のものとなるための課題が把握された。次年度では、不法性・触法性の高い外国人 SW にかんして、接近困難が短期プロジェクトで克服できるものではなく、予防介入の前提として、対象者との接触をもとめ人間関係の構築をはかると同時に相談機関としての信頼を得る、長期的な視野に立ったアウトリーチが不可欠であることが明らかになった。また、アウトリーチを優先的に行う過程で、できる限りの当事者への聞き取り、性産業施設の経営者や中間管理者、海外からの日本への渡航を仲介する業者など関係者の聞き取りを行い、質的データを蓄積することが必要であることが明らかになった。そして最終年度には、TGSW へのアウトリーチ活動の結果もふまえた結論として、「セックスワーカーとの協働による HIV 感染予防介入プログラム」の 10 の要件を提言するにいたった。

1. 研究目的

性風俗産業に従事する人びとの保健行動にかんするぜい弱性は、先行研究が明らかにしてきたように、当事者への啓発のみによって改善するものではない。なかでも、日本における外国からの移住労働者が性感染症などの危険に晒されやすくなるのは、その法的・社会的立場によるところが大きいだろうことが指摘されてきた。ぜい弱性に結びつく「法的・社会的立場」とは、日本人 SW にも共通してみられるコミュニティあるいはピア・ネットワークの欠如、SW アイデンティティの欠如、売春防止法等による触法性が負荷された立場である。外国人の場合はこの上に、言葉の壁や一般的な日本人社会からの隔絶、入国や仕事を得る経路自体が他者の管理下にあることからくるネットワークの喪失と、出入国管理法上あ

らゆる風俗営業職に従事することが不法とされている非合法性から、さらに弱い立場におかれるのである。本課題は、以上の指摘をふまえ、組織的継続的かつ職際学的な、さまざまな「しかけ」による SW への HIV 感染対策を展開することの重要性をとらえた、2008 年度までの東班の研究結果（2009：54-58）を受けて、(1)当事者参加行動調査、(2)(1)を通じたピア・ネットワークの開拓、(3)とくに接近困難な外国人 SW に対するアウトリーチ、(4)実効性のある予防介入プログラムの開発 をめざした。

3 年計画の 1 年目にあたる 2009 年度は、外国人 SW を対象に、感染ぜい弱性につながる諸要因を包括的にとらえ、かつ、ピア・ネットワークと予防開発プログラムの端緒をつける目的で、一義的な調査として、日本人当事者・支援者集団である SWASH

がアウトリーチと聞き取りを行った。また、二義的な調査として、類似の活動・研究・政策提言にたずさわり上記(1)-(4)の目的をほぼ達成している、海外の当事者集団 Hydra (ドイツ)、ICRSE (The International Committee on the Rights of Sex Workers in Europe) (汎ヨーロッパ)、Scarlet Alliance (オーストラリア) の関係担当者に対する聞き取りを実施し、日本の状況との比較において、今後の調査計画と展望を開ききっかけとした。

2年目の2010年度は、(1)前年度に引き続き、首都圏および関西圏において外国人SWに対する日本人SW当事者によるアウトリーチを行いながら、できる限りの聞き取りを行うこと、(2)外国人SWへの接近困難をできるだけ克服するため、(1)以外にも、経営者や中間管理者をふくむ業界関係者に対する幅広い聞き取りを行うこと、(3)結果として、現実的な予防介入にとって何が必要か、次年度のプログラム策定へ向けた具体的根拠をつかむこと、を目的とした。

最終年の2011年度は、1年目、2年目の成果と困難をふまえ、日本人SWと外国人SWそれぞれに対するHIV予防介入プログラムを開発すること、および、2年目のアウトリーチの過程で接触することができるようになった、独自のニーズをもつTGSWに対する個別施策の必要性を検討することを目的とした。アウトリーチ活動も引き続き行った。また、SWASHとの協働の過程において、HIV/STI予防介入とそのための調査自体への当事者参加をすすめ、この総括を導き出すことも当年度の研究目的であった。

2. 研究方法

アウトリーチ活動

SWASHは2006年から2008年、UNODC(国連薬物犯罪事務所)の委託により、日本で働く外国人SWの労働環境、HIV予防行動等についての調査を行っていた。この調査を通じて得た情報とピア・エデュケーションⁱⁱによるアウトリーチスキルを東班における調査に活かし、2009-2010年度に、外国人を中心とするSWに対するアウトリーチ活動を実施した。2011年度には、TGSWに対するアウトリーチ活動を実施した。

2009年度の調査地域は、札幌、東京23区、京都、大阪の歓楽街で、調査箇所は「ソープランド」、「フィリピンパブ」、「中国エステ」、「韓国エステ」にあたる店舗型風俗店35カ所である。方法は、SWASH関係者からの紹介、店舗のオーナーの協力、風俗メディアや周辺ビジネスによる店舗紹介、アウ

トリーチワーカーによる独自開拓を経た対話である。使用言語は日本語と相手の第一言語で、通訳を介す場合と介さない(アウトリーチ担当者がその言語を話せる)場合があった。

接近困難層へのアウトリーチは、そもそもネットワークが存在し難いところに人為的なネットワークをしかけ、人のつながりをもたらすこと、それによってこの層におかれた人びとの社会的な孤立を防ぎ、かつ孤立ゆえの具体的な困難(本課題の場合はHIV感染に対するせい弱性とこれにつながる保健行動からの疎外、搾取、暴力など)を克服することが目的である。たとえ調査研究がこの目的に付随していても、データ収集を優先するものではない。当事者にアウトリーチから何かを得てもらい、結果的に、調査に協力することも、ネットワークと同様、より長い目で見て「自分たちに何か帰ってくるもの」と考えてもらうことが本旨なのである。

このためにSWASHは、イラストなどをふんだんに使った親しみやすいHIV/STD予防パンフレット『はたらきかたマニュアル』(日本語)を開発してきている【資料1】。今回、外国人SWに対してはこのマニュアルを翻訳解説しながら配布。アウトリーチによって調査対象者が「得るもの」とすると同時に、HIV感染予防介入行動の先駆けともしている。また、SWの安全と保健行動に有効と思われる単語をSWの立場で選定し、中国語とタガログ語に翻訳。「単語帳」として配布した。

しかし、とくに外国人のSWへの接近が困難なのは、彼女ら彼らが積極的に孤立を選んでいるからではない。外国人の法的・社会的立場は前述したとおり疎外性と不法性が高く、これに呼応する形で第三者による管理も厳しくなっており、部外者の接近がより困難になっているのである。

このことから、外国人SWに対するアウトリーチに際しては、まず風俗店経営者や管理者という「ゲイトキーパー」を味方につけなければならない。そのためにSWASHは、UNODC調査の際に用意した、経営者や管理者に外国人SWにかんする調査協力を依頼するためのフライヤー「店長へお願いチラシ」(日本語版および中国語韓国語版)【資料2および資料3】ⁱⁱⁱを今回も利用。とくにHIV予防が目的であることを口頭でつけ加えながら配布した。

日本の国家機関との関与を表に出すことは「警察か入管に通報される」警戒に結びつくため、これが事実認識であっても、経営サイドには厚生労働省事業に係る調査であることは知らせていない。また、相手の味方であることを強調するため、「風俗に影響力のある様々な関係機関や省庁に風俗のことを正

しく理解してもらい、当事者の側に立った施策や法律を作るための勉強をしてもらうためにこの調査を引き受け」（資料 2：3）たことを、SWASH の立場として明示している。

2010 年度は、SWASH メンバー 2 人および別の当事者団体メンバーである研究協力者 1 人が、東京、大阪、京都の繁華街において中国人、韓国人が多く働く店舗（東京豊島区・新宿区、大阪北区の計 13 店舗）と飲食・就労についての情報交換をする場所（東京豊島区、大阪中央区・阿倍野区、京都東山区・左京区の計 12 店舗）、インターネットカフェ（東京新宿区の 1 店舗）の合計 26 店舗を一軒ずつ訪問した。SW 当事者に面会できた場合は労働環境や安全衛生面、STI 予防法や検査についてのアドバイスを行いながら、調査の意義を説明。聞き取り協力者の募集も並行して行った。

その際、ツールとして以下を利用した。①2009 年度に使用し今年改訂した SWASH『はたらきかたマニュアル』、②2009 年度に作成した調査協力の呼びかけ、③これまでのアウトリーチおよび調査活動の写真、④SW 当事者としての仕事の経験の共有（性感染症や客の対応に苦勞してきたことなど）、④相手の出身国の SW 支援グループと交流やネットワークがあること（共同行動の写真や相手の母語のウェブサイトと一緒に見ながら、相手国の事情も理解していることを示す）、⑤Sexba サイト、SW 向け携帯情報サイトの紹介、⑥多種コンドームの提供、⑦客に知られずにコンドームをつける方法など、サービス提供時の感染予防具体策を教示すること。

これらのツールは、SWASH の活動および調査に協力すれば時間をかけただけのメリットがある、そして、困難に直面した時に相談にのってもらえる、ということを実感してもらうためのものである。そして、これらを使ったアウトリーチ自体が予防介入行為なのである。

2011 年度は、1 年目と 2 年目に培った人間関係をもとに、東京豊島区・台東区近郊、大阪市近郊で、SWASH メンバーが引き続きアウトリーチおよび相談活動を行った。とくに TGSW にかんして、2010 年度来、SWASH が内部に TGSW を個別施策層対象とするグループを立ち上げ、日本人・外国人 SW に対するのと同様、HIV/STI 予防介入への当事者参加をめざすアウトリーチ・相談活動を開始、展開した。

聞き取り

2009 年度の聞き取りは、アウトリーチの過程で SW および関係者に対面で話を聞く、「非構造的インタビュー」によって行った。

外国人 SW に対する接近困難は予定以上で、まず、調査対象当事者との信頼関係構築の難しさ、そのために使われる調査そのもの以外の膨大な時間と資源、労働条件が許さない場合や、雇用者の無理解などの一般的な障壁がある。次に、前述のように、警察・入管・国家機関に関係していると思われて連絡がとれなくなる、信頼関係を築いても摘発によって店がなくなり対象者もいなくなる、など、調査対象が国家による取り締まりの対象でもあることの矛盾が露呈する問題があった。さらに、アウトリーチワーカー自身が雇用者等によって SW に勧誘される、脅される、性関係を要求される、警察に SW や店舗関係者と誤認され逮捕される可能性がある、など、調査者の側が危険に晒される問題もあった。これらを克服することが必要な予防介入には、それにみあった設計が必要である。

2009 年度に聞き取りに応じてくれた外国人 SW は、フィリピン、中国、タイ出身と自称する人びと（以後それぞれ「フィリピン人」、「中国人」、「タイ人」）各 55 名、28 名、3 名であった。フィリピン人のなかには SW と自称していない人 8 名がふくまれていた。しかし、以上の SW で録音などによる正確な記録を許可した人は皆無だった。

そこで 2010 年度には、あらたな聞き取り協力者の募集方法を設計した。まず、「『セイファープレイ』のリサーチ協力者募集！」と銘打った名刺大の「募集カード」を配布した【資料 5】。カードは、国籍や出身地を問わないかたちで、外国人 SW および経営者やボーイなど SW 以外の業界関係者にも呼びかけるものとし、同じ内容で、日本語、英語、中国語、韓国語、タガログ語、インドネシア語を用意。上記アウトリーチで訪問した 26 店舗に加えて、2 か所の公共施設（京都国際交流会館・大阪国際交流会館）、HIV/AIDS 情報を提供している 2 か所のドロップ・イン・センター（Dista 大阪・新宿 Acta）、および、性産業店舗の集中する地域訪問、研究協力者（SW 当事者）の知人をとおし、合計 420 枚を配布した。

また、同じ文面を、マッサージ求人広告を掲載している中国語紙（「中日新報」・「関西華文時報」の 2 紙）に広告として掲載。Twitter、SNS、ウェブサイト、メーリングリスト（合計 8 ネットワーク）をとおしても広告した。

アウトリーチと協力者募集によって接触を得た外国人 SW および業界関係者のうち、聞き取りをお願いした人は計 45 人だったが、この年も聞き取りに応じてくれた人は計 8 人と非常に少ないうえ、正確な記録を許した人はいなかった。8 人の内訳は、中

国人 SW3 人、韓国人 SW2 人、外国人パブマネージャー1人、中国人風俗店雇われ店長1人、日中渡航仲介業者1人であった。

聞き取りは、あらかじめ用意した質問項目【資料6】に沿って、その場で不要と思われる項目は除きながら、対話をする形式のいわゆる「半構造的インタビュー」法により、研究協力者および分担者がそれぞれ別の場所（ファミリーレストラン、喫茶店、貸し会議室）で、対面で1人ずつ各2時間から4時間かけて行った。

使用言語はおもに日本語で、日本語があまり話せない韓国人 SW2 人については通訳の手配をした。通訳の選定に際しては、この分野の調査特有のプライバシーの問題などに意識が高い、韓国人の SWASH 関係者にお願いした。

2011 年度も、アウトリーチの過程でできる限りの当事者への聞き取りと、性産業施設の経営者や中間管理者関係業者などへの聞き取り（どちらも「非構造的」）を行い、人間関係の構築を続けつつ質的データを蓄積した。ここでは、1年目、2年目の研究過程で形成された海外、とくに韓国およびオーストラリアを拠点とする SW 当事者・支援者団体との連携を利用し、これら団体のメンバーによる、インターネット通信（Skype）や電話を介した言語的かつ文化的通訳を確保する機会も利用している。

他国の当事者調査の聞き取り

海外の性産業従事者における HIV 予防行動と介入については、樽井班（2001）および東班（2009）の先行研究において文献調査による評価がなされ、貴重な提言が行われてきた。とくに強調されてきたのが、SW 当事者や元当事者による参加行動調査の有効性であり、これをサポートする体制づくりの必要性である。

前述の通り、本課題でもこのことを念頭に調査を設計しているが、文献購読（とくに外国語文献の購読）は、研究者間では有効でも、当事者が参加しやすい「しかけ」としてはまったく適切でない。対して当事者と支援者の団体である SWASH は、APNSW（Asia Pacific Network of Sex Workers）というアジア太平洋の SW ネットワークなどを通じて、海外で行われるワークショップや集会などへの参加、録画・録音・インターネットを介した資源および互いに異なる問題の共有を行うことで、日本の当事者の活動が海外との接点を持ち、仲間を得ることに貢献してきた。

2009 年度、本課題はこの貢献を基に、海外の活動・研究・政策提言にたずさわる当事者集団の経験から学ぶにあたって、SW による SW のための国際

会議常連であり、それぞれの国や地域で影響力をもつといわれる Hydra（ドイツ）、ICRSE（汎ヨーロッパ）、Scarlet Alliance（オーストラリア）の担当者と面会し、HIV 予防介入にかんする調査方法と実践的課題、政策的展望などについての聞き取りと懇談を実施した。^{iv}

Hydra はベルリンにあり、分担研究者（青山）が聞き取りを行った。^v ICRSE はアムステルダム発祥の汎ヨーロッパで活動する団体だが、SWASH メンバー（要・八木）および研究分担者（青山）が、質疑応答の機会を得た。^{vi} Scarlet Alliance はオーストラリア全体に広がる SW ネットワークの総括団体で、渉外担当者が日本を訪問した際、複数の SWASH メンバーとの懇談に応じてくれた。

2011 年度には、SWASH メンバーおよび分担研究者が、8 月に韓国釜山で開催されたアジア太平洋 AIDS 国際会議に出席、10 月に英国ロンドンで開催された Sex Worker Open University（SWOU）に参加し、ホスト国・地域の SW 当事者・支援者、移住性労働、HIV/STI 予防介入専門家のみならず、他国・地域からの専門家をふくむ参加者・団体との意見・情報交換を行った。2012 年 2 月には、やはり SWASH メンバーおよび分担研究者が、台北を拠点とする SW 支援 NPO、COSWAS（Collective Of Sex Workers And Supporters）を訪問し、2011 年 11 月にあった性産業関連の法改正の影響について聞き取りを行った。2012 年 3 月には、エイズ予防財団の派遣によってタイ・バンコックにある EMPOWER Foundation 等を訪問し、聞き取りなどを行う予定である（3 月 15 日現在）。また、2011 年 11-12 月には、エイズ予防財団招聘外国人研究者による講演や講習会を複数共催し、当招聘研究者のみならず、当該講演・講習会への一般および専門家参加者との意見・情報交換を行った。

倫理面への配慮

SW 全体について社会的スティグマがある。そのため、合法に働いているか否かにかかわらず、当事者を特定することになるような調査方法、結果や情報の開示は避けなければならない。調査の過程においても、そのようなスティグマを強化することがないよう細心の配慮をしている。

日本国籍をもつ SW や外国籍でも永住者・定住者等の滞在資格をもっている SW とは異なり、外国人 SW とその雇用者・関係者にかんしては、出入国管理法 2 条の 2（在留資格と資格外就労）および風俗営業法第 4 条の 2 のル（風俗営業の許可と外国人に不法就労をさせる罪）に抵触することを恐れている。このことにかんがみて、アウトリーチや聞き取り調

査をすることが、彼女たちを公の調査やピア・エデュケーション、予防介入の手がまったく届かないような、いわゆる「地下」に追いやるきっかけとならないよう、より繊細にプライバシーへの配慮を図る必要がある。

したがって、本報告書においても聞き取りのメモ（前述のとおり録音などの正確な記録はない）全文を添付し公開することはできない。

また、TGSW をふくむ日本人 SW および永住者・定住者等で合法に働いている場合も、彼女たちが上記 2 法または売春防止法に抵触しているのではないかと、という第三者の詮索を招くことがないよう配慮している。

3. 研究結果

フィリピン人 SW・中国人 SW の傾向

とくに 2009 年度に、アウトリーチにおいてまとまった数の対話を得、集団としての傾向を推し量ることのできるフィリピン人と中国人の状況は次のとおりであった。

まず両集団の違いとみられる傾向だが、フィリピン人には経営者側が店の移動や住居の移動の制限をかけている場合があった。基本的にアウトリーチワーカーが接触することができるのは、SW でもかなりの自由度をもった働き方をしている人と思われるなかで、この傾向は独特であった。当人たちと経営者などの関係者は、この理由を、SW が査証の資格外活動をする、あるいはこれが関係当局に発覚することを恐れて（後述）の措置と説明していた。フィリピン人ではいわゆる「エンターテイナー・ヴィザ」（出入国管理法上の興行資格内労働ができる査証）を得て来日し、そのまま性風俗産業で働き続けている人と、その後日本人との婚姻などで資格を変更して働き続けている人が多くを占めた。そのため、「セックスワーカー」と自称しない人が複数（8 人）いたのである。しかしヴィザを持たないで SW に従事する人もおり、日本滞在資格によって触法性、ひいては労働環境と条件が違ってくることをよく表していた。賃金の遅配・不払いもフィリピン人に多く見られた。

一方中国人に特徴的だったのは、当初日本人との婚姻で来日し、後に SW にたずさわるようになった人が多いことである。婚姻が仲介業者を介したのか否か、アウトリーチ時点でも婚姻を継続していたか、それが、日本民法が想定するような同居・相互扶助関係・性関係を伴う実体的なものか、そうでないか、すでに別居や離婚をしていたかはさまざまだった。

次に、両者にみられ、出身国籍や文化・言語の違いにいかかわらない外国人 SW（あるいは日本における SW 一般）に共通の傾向と考えられる傾向は、以下のとおりであった。

衛生状態が疑われる店舗、従業員からのセクシュアル・ハラスメントなど労働環境への不満が共通しており、安全衛生環境の悪さは、当然のことながら保健行動の疎外につながっていた。焦点である HIV がどのような行為で感染しやすいかなど、性感染予防の知識は両者とも比較的正確にもっているようだった。だが、先行研究も指摘してきたように、予防知識とその実行のあいだには障壁があるのである。

もっとも重大と思われる障壁は、「生本番」プレイをせざるを得ない状況に追い込まれることである。1 回のプレイで比較的多く収入が得られるように設定された「生本番」を提供せざるを得ないのは、異なる国籍や言語の集団によるというよりも、賃金が安い、摘発の心配が絶えない、したがって短期間に多く稼ぐ手段を必要とするなどの理由で、下方競争に追いやられた SW に見られる傾向といえる。景気後退によって SW への参入者が増加し、供給過剰からサービス価格のダンピングが起り賃金や労働条件が悪化したという証言も、国籍にかかわらず、そして経営側からも聞かれた。

また、コンドームは店が用意しているが、これを「本番」提供の証拠として摘発されることを恐れ、目につかず SW や顧客の手にもすぐには届かないところに隠してあって非常に使いにくい、という店舗への苦情も普遍的だった。売春防止法 1~3 条（売春の助長と性交の禁止）が具体的に予防行動の阻害要因となっている例と思われる。

摘発への恐れは滞在資格にも実際に不法就労をしているかどうかにも関係なく、外国人 SW すべてに共通していた。これはたとえば、日本人と婚姻をし、配偶者資格で滞在し、すなわち風俗営業法で管理された合法的な店舗において働くことが出入国管理法違反にならない人の場合でも、外国人であることによって、自動的にいわゆる「偽装結婚」などの嫌疑をかけられ、生活に影響をおよぼす追求を受ける可能性が高いからである。

このような、理由が間接的である場合もふくめ、警察・入管・裁判所関係者の差別的取り扱いにかんする不満も、国籍にかかわらず多く聞かれた。

すでにさまざまに見出されている外国人 SW が日本の性産業へ働きに来る事情については、本課題におけるフィリピン人と中国人の両者にも、先行研究（e.g. 青山 2007：1 章）の指摘と重なる以下の 3 点

がとくに見出された。(1)経済的動機(出身国で自分または家族が作った借金の返済、出身国に残した家族の生活費、きょうだいや自らの学費、起業資金を稼ぐためなど)、(2)女性ジェンダーの文化規範(女性は家族のめんどうをみるもの、女性には高学歴は必要がないという意識、女性は正規労働に就く機会が少ないなど)、(3)本人の外国・都市生活・貧困でない生活への憧れである。

また、両者とも、女性が家族の「めんどうをみる」ことのなかに家族の生活の経済的責任を負うことがふくまれていると考え、(性産業にたずさわることの是非は別として)女性が外国への出稼ぎをして収入を得ることに抵抗がない傾向があった。むしろ、この責任を果たすことを自らの生活向上にも利用しようという機運がみられるのである。これはタイ人女性の場合にも重なっていた。

性風俗産業への取り締まり強化の影響

その他、3年間のアウトリーチと聞き取りの結果から、以下のことが明らかになった。

2005年の人身取引罪の創設、風俗営業法の雇用者に対する被雇用者の滞在資格確認義務の創出などの結果、性風俗産業全体に対する取り締まりが強化された。そこに2008年以降の経済状況の悪化が重なって、好条件の職を得るための競争が激化し、それを保障してくれそうな仲介業者や雇用者によるあっせんや契約、前借金などを受け入れざるを得なくなり、結果として、はじめの意図とは裏腹な悪条件で働くことになる問題がある。

売春防止法に違反する膣ペニス性交や、風俗営業法の法範囲内の性交類似行為において、コンドームを使用しないサービスを提供するSWたちは、HIV/STI感染の知識がないからそうするのではなく、感染の不安におびえながらも、上記の事情から不可抗力的にそうしている傾向があると思われた。また、店によっては、性感染症にかんする知識はあるにもかかわらず、客の指入れなどによって膣内に入った菌をビデで洗い流せば「安全」といった、「気休め」ともとれる誤った対策がSWのあいだで流布していた。

しかし対照的に、婚姻などを通じて日本社会に定住し、「日本人の配偶者等」など資格外労働に問われることのない法的に安全な滞在資格を得たうえで、風営法の下で合法である性風俗産業で働く人がでてきている。この場合(言葉の壁もそれほどない場合)、彼女たちは少なくとも日本国籍のSWと同程度の交渉力を持ち得る。その結果、たとえば「本番」行為を客に迫られたとしても、あるいは性交類似行為をする場合にもコンドームが使用できるような、比較

的安全かつHIV/STI予防に効果的な条件で働く傾向にあった。

また、中国、韓国からの移住者の場合、同国出身者一般のコミュニティと性産業従事者のコミュニティが分断されており、SWとしての生活実態を公にすることは難しいという傾向が見られた。

他国の当事者調査

SWにおけるHIV予防行動と介入において重要な、当事者による参加行動調査を実現し、これをサポートする体制づくりのための政策提言力・実行への圧力をもつHydra、ICRSE、Scarlet Allianceの例を報告する。

Hydraは、ベルリンを拠点とするSWの権利にかんするアドボカシー活動を行う政府公認の非政府・非営利組織である。連邦政府とベルリン市からの助成金や、顧客を多くふくむ個人からの寄付金によって運営されている。ドイツ連邦全体に広がる傘下・協力組織には、薬物利用SWの支援団体、SWの労働組合等さまざまな 이슈に特化する団体があり、Hydraは必要に応じて情報や専門知識の提供、キャンペーンなどを組織している。

可能な限り多くの分野にSWあるいは元SW当事者が専門家として参画することを活動基準としているが、HIV/STI予防にかんしてはとくに、ピア・エデュケーションを経たメンバーSWが臨んでいる。調査は、労働者からの訴えまたは抜き打ちで、組織的・店舗型の営業体を訪問し、コンドーム使用を始めとする安全衛生基準が守られているか否かを検査するもの。また、傘下には、地域の街娼に特化して、保健行動を促すと同時に労働環境を把握する団体もある。調査結果は傘下団体を通じて公表され、当該地方自治体政府、連邦政府への圧力行動にも利用される。

ドイツでは2001年から、自治体に登録すればどんな形態のSWをしても合法になっているが、この法案の作成にはHydraが参画していた。ヨーロッパ経済圏外国人はSWに従事する資格を得られず、結果として法の適用外に、したがって無権利状態におかれているが、合法SW当事者がアウトリーチし、権利擁護と組織化を進めることが安全の第一歩という。

現在の予防介入の課題は、顧客と観光政策を巻き込むことにある。客にとってもSWにとっても安全でフェアなプレイを楽しむことのできる店舗を、料金もふくめて評価し、ミシュランばりの「星取表」を発行して政府観光当局に公認させることが目標という。いまだ消えない性産業のスティグマを無化し、

業界全体が労働者の権利と安全の観点からも経営的にも健全化することを視野に入れているのである。

ICRSE は、アムステルダム商工会議所に登録された非営利組織法人で、ヨーロッパ連合域内、加盟国内およびカナダや香港の SW 団体・個人とも連携し、グローバルな権利要求運動と政策提言を行っている。各種財団、欧州委員会をふくむ政府機関からの助成金が主な運営資金である。

近年ヨーロッパでも問題になっている、人身取引と SW の関係について調査・監視をするなかで、権利獲得運動のほかに HIV を始めとする性感染症予防行動のアドボカシーにも乗り出してきた。この点で、移住 SW の保健行動・HIV/STI 予防を第一目的とするやはり汎ヨーロッパのネットワーク団体 TAMPEP (European Network for HIV/STI Prevention and Health Promotion among Migrant Sex Workers) と共同し、毎年加盟国を総括する団体 (2007 年 3 月時点で 25。連携団体の総数は 1000 を超える) から調査報告を受け、分析。予防介入および政策提言に活用している。

調査は、質・量双方において SW の地域的マッピング、SW のニーズ、STI 予防行動、移住傾向とその変化、調査方法の評価など多岐の分野にわたる。これらの結果によって、たとえば 2007 年には、「多言語情報を提供する媒体 (CD・ウェブマガジンなど) とアウトリーチワーク、分野横断的サービス、ピア・エデュケーションおよび異文化理解の仲介にかんするガイドラインをふくむ、現実的、包括的かつ独創的な予防介入モデルの開発」を、加盟各国の政策格差を埋めながら行うことを EU 全体に提言している (TAMPEP 2007: 133-134)。

Scarlet Alliance は、シドニーに本拠をおく SW 個人と団体が加盟してつくる有限責任法人で、オーストラリア全土の性サービス提供地域・店舗・ワーカーを把握することに努めている。SW に対する平等と社会的・法的・政治的・文化的・経済的正義を求め、SW の自己決定による生き方を促進するが、これらを労働安全衛生の促進と性感染症予防行動を通じて行うと表明していることが特徴的である。

SW の調査にかんしては、必ず当事者自身が企画・実施者の一部となることを旨としている。対して、SW の自己決定権、ひいては安全を阻害する影響をおよぼすような調査研究・報道・出版があれば抗議行動・議論を起こす。この方針を方法論的に精緻化し、SW による SW 関係調査倫理委員会を創設することも検討している。この調査倫理委員会に適切とみなされなければ調査の信ぴょう性が疑われるような、社会的影響力をめざしたいという。

近年の調査には、中国人、タイ人、韓国人 SW の調査、人身取引と SW の関連調査、SW に対する暴力の原因調査などがある。州によって形態に違いはあるが、1999 年以来合法に SW ができるようになったオーストラリアでは、外国人も労働許可を得れば国の認可で経営する店舗などで合法的に働くことができる。ところが実際には、人身取引対策として、外国人 SW に対する査証発給制限が厳しく、対象者をかえって危険な取引に追い込んできた、と 1993 年、2000 年、2002 年、2006 年に行われた別々の対外国人 SW の労働環境調査を総括した Jeffreys (2009) は結論している。

その後 Scarlet Alliance は、2009 年に改定されたオーストラリア政府の対 HIV/STI 戦略策定に専門家として参画。国家政策に直接の影響をおよぼすようになっている。

他国の当事者団体の活動

2011 年 8 月に行われた釜山会議では、韓国ソウルを拠点とする比較的新しい SW 当事者・支援者団体 Giant Girls、オーストラリアの Scarlet Alliance、前述の、SWASH とは数年来の連携関係をもっているネットワーク APNSW (Asia Pacific Network of Sex Workers) を中心とする専門家団体・個人から、TGSW 予防介入、およびそのプログラム策定への当事者参加にかんする経験的または研究上の知見を得た。

2011 年 10 月に開かれたロンドンの SWOU では、TAMPEP、1980 年代から SW の安全・健康・権利問題について国際的な当事者運動を担ってきた English Collective of Prostitutes、ドイツの Hydra、カナダトロントを拠点とする SW 当事者・支援者団体 Stella ほかに多くのグループ、および、Dr Carrie Hamilton、Dr Heidi Hoefinger、Dr Nick Mai、Dr Jo Doezema、Dr Laura M. Agustin との会合によって、保健行動、権利擁護運動、移住性労働者との連携活動にかんする知見を得た。

2012 年になって、台北の COSWAS からは、2011 年の台湾「社会秩序保護法」改正の背景と影響について、SW 当事者の立場からの理解と展望を聞き、HIV/STI 予防行動および移住 SW への影響についても概観することができた。

2012 年 3 月に予定している、エイズ予防財団の派遣によるバンコックの EMPOWER 財団訪問では、1996 年に制定された「売春禁止法」の改正による SW の「合法化」が政策課題に上ってきたことの意味について聞き取りを行う予定である。また、HIV/STI 予防への当事者の介入と法改正の関係についても聞き、資料を収集する。

2011年12月にエイズ予防財団によって招聘された外国人研究者は、Scarlet AllianceのMarisa Ingleton氏であった。社会福祉士の有資格者でもあり現役の医学生でもあり、Scarlet Allianceで移住SW対策と渉外活動を担当しているIngleton氏によつては、大阪府立大学、関西学院大学、神戸大学の学部学生および大学院生、大阪市保健所職員などを集めた複数の講演において、Scarlet Allianceの活動および研究成果を知ることができた。

2011年度に行われたTGSWに対するアウトリーチからは、TGSWについて、同じアウトリーチ担当者を介して本課題が行ってきた外国人SWに対するアウトリーチおよび調査活動にくらべ、接近が容易であることが指摘されている。TGSWは、そもそも売春防止法で不法行為とされている（代償をとまなう不特定の相手方との）「性交」にあたる行為をサービスとして提供しない場合が多いことから、調査研究などを忌避する必要がないことがその理由である。触法・不法行為を自覚し、あるいは（永住者・定住者のように）合法の場合も社会的に不法の嫌疑をかけられる可能性を自覚している外国人SWとの違いである。

4. 考察

外国人SWを取り締まる法・政策とその影響

日本においてとくに外国人SWに影響する代表的法律は、売春防止法、風俗営業法、出入国管理および難民認定法、旅券法、刑法におけるいわゆる「人身取引罪」条項である。

これらは、2004年に策定された日本政府の「人身取引対策行動計画」にのっとり改正または制定されており、共通して「人身取引の被害者」とみなされた人は違反して摘発されても罪に問わない条項をもつようになった。しかし一方で、雇用者に外国人被雇用者の就労資格・滞在資格の確認を義務付け、これを警察が立ち入り調査するなどの執行形態によって、さらに、2005年から2009年に法務省が実施した「不法残留者5年間半減キャンペーン」によって、性産業全体の取り締まり強化に結び付いていると考えられる（Aoyama 2010 参照）。

人身取引対策が性産業全体の取り締まり強化につながることは、今回のアウトリーチで得られた店舗経営者・管理者とSW双方の現場の実感とも、上記他国の当事者調査の結果とも合致する。それは、前述のとおり、外国人SWに対しては移動の自由の制限、摘発への恐れ、保健行動からの疎外などの労働条件・安全衛生の悪化をもたらしており、アウトリ

ーチや調査をする者に対してはSWへの接近困難の増加を結果している。

たとえば「エンターテイナー・ヴィザ」が発行されなくなったのも「人身取引対策」の一環であり、とくに以前にはこれをもつ傾向にあったフィリピン人のSWとしての来日を減らすことに貢献しているのかもしれない。しかし、すでに日本に滞在するフィリピン人SWに対しては、このヴィザをもつ人もたない人のあいだに格差をもたらしている。同じ仕事をしていても不法性がない場合とある場合に分かれ、後者には制限や恐れや疎外が荷され、結果としてピア・ネットワーク構築を困難にするのである。また中国人SWに配偶者ヴィザをもつ人が多くなっていることも、不法就労、とりわけ性産業に対する取り締まりの強化と並行して起ってきていると思われる。仕事が必要な当事者は、取り締まりに対して安全な新しい経路を開拓し、仕事をするのである。

しかし、SWからも経営側からも、「もっと条件の悪い人たちは日本にいなかったのではなくアングラ化したのだ」という実感もまた語られている。これが実証できるか風評に過ぎないかの判断は、今後の調査にかかっているが、いずれにしても懸念されるのは、取り締まり強化によってアウトリーチによる接近可能性がより低くなり、すなわちHIV予防介入可能性もより低くなるということである。

当事者調査の阻害要因—他国の経験と比較して

中村は、「性娯楽施設・産業に係る人々へのHIV/AIDS予防介入の可能性に関する研究」において、欧米と日本のSWのおかれた状況・運動の状況を比較し、欧米にみられるようなSWの強いアイデンティティをもったリーダーシップにけん引される権利運動が、調査や予防介入をもリードする形が日本社会にそのまま輸入され得るとは考えにくい、と評価。SWが当事者として自立して活動できる環境が欠如している日本では、まずそのような環境を整備していくことが重要と判断した（2009：47）。

確かに、カミングアウトをし、SWのアイデンティティを前面に打ち出して行動することは、日本ではほとんどタブーである。しかしその「タブー」は、「タブー」という文化的特殊性を想像させる概念だけでは片づけられない、制度に裏打ちされたものであろう。

HydraやICRSE、Scarlet Allianceが政策提言にまで結び付く力を得てきた経験は、ヨーロッパとオセアニアの経験であり、やはりSWの強いアイデンティティ、誇り、権利意識、自己決定意識、リーダーシップがなければ成立しない。そもそもこれらが基礎になって、HIV予防行動と介入において当事者

中心のアウトリーチ・調査・アドボカシーが必要という、上記3団体にも本課題にも共通する発想が生み出されてきたのである。では日本では、これらの意識が社会的に醸成される環境として何が欠けているのかを、制度面から考える必要がある。

上記3団体の環境と比較したとき、SWASHが当事者調査を進めていく上で何が障壁になっているかは明らかである。法的認可と活動資金の欠如である。そして、この欠如がさらに招く、当事者のアウトリーチから調査、調査から予防介入・アドボカシーまでを当事者が設計するための、既存の研究機関のそれとは違う時間と自由の欠如である。

これらはしかし、SWだけにかかわる課題ではなく、NGO・NPO・当事者組織を専門家として処遇しない、そこに直接資金提供をしない、すべての分野に係る政策的課題である。したがって、もう一步SWと外国人SWのHIV予防介入の問題に引きつけて検討するならば、何度も立ち現われてきているのは、売春防止法、出入国管理及び難民認定法、人身取引対策によるSWと外国人SWの不法化が、当事者アウトリーチ、調査、予防介入を困難にしている事実である。

とくに外国人SWにかんしては、彼女たちが日本の性産業へ働きに来る事情が、上記のとおり社会的に構築された経済・ジェンダー・地域などの格差に依るものならばなおさら、彼女たちを不法化しない制度設計がその社会に求められている、というべきであろう。

ここで、3年間にわたって、圧倒的多数の接触者が聞き取りへの協力を断ってきたことに注目したい。

アウトリーチで出会い近しくなることができたSWや関係者も、記録を残されることを忌避する傾向が顕著である。法執行機関による摘発を恐れているからだ。聞き取りを断るおもな理由は、雇われ店長などそふくむ経営者側の場合は、代弁型（「女の子たちは何も困っていない」、「話したがない」などという）、警戒型（「警察や入管に摘発されるのが怖い」などという）、諦念型（「調査をしても何も変わらない」、「性風俗に危険な側面があるのは日本社会のせい」などという）があった。SW当事者の場合は、とくに理由は述べない場合が多かったが、みずからの国籍などのアイデンティティもほとんど明かさず、とにかく警戒し、嫌がっていた。

聞き取りに応じてくれた日中渡航仲介業者の意見によれば、本調査の主旨や目的が外国人SWには「信用できない」、あるいは「自分たちに直接の利益がない、と思うだろう」ということであった。前者の「信用できない」という理由は、中国からの移住者

の場合に限るが、大学や公的機関に関係する調査研究が国家の政治的意図に必ず結びついていると思われる、母国での経験的印象から、日本の調査研究(者)もたとえば触法・不法行為を法執行当局に告発するためにする／いるものと思うからだ、というものであった。

また、SWたちがSWとして同国出身者一般のコミュニティでカムアウトできないでいるということは、外国人一般見られる同郷者同士の支え合いが、SW特有の安全や衛生が危機にさらされる問題には届かないことを意味する。外国人SWは、日本社会の法的地位が弱い外国人のなかで、さらにぜい弱な立場にあるのである。

さらに、SWたちは、雇用者や管理者、同僚などによる排除をも恐れている。したがって、SW当事者を媒介者とするにせよ、ある程度公な予防介入を歓迎するよりは、問題を公にせず、すでにある地下経済社会とのつながりでさまざまな困難を解決しようと試みる傾向になってしまう。たとえば、病を得て治療費に困っても、客からの暴力・ストーカー被害に遭っても、あるいは合法的に働くための日本滞在資格を求める際にも、仲介業者やいわゆるヤクザに仲立ちしてもらう以外に彼女たちにはよりどころがない。この、仕事や収入を確保しながら公に援助をもとめるすべがないことが、HIV/STI予防介入はもとより、外国人SWの保健行動と人権の保全を難しくしている。

以上から、社会学的な観点に立って、数的データを根拠とするプログラムを提言するよりも、社会的排除を受けているマイノリティ調査に効果的な、当事者調査者の記録などをふくむ質的データを重視する方向性を、研究プロジェクトとして探る必要があると節に考える次第である。

阻害要因を越える方向

しかし、当事者調査・予防介入阻害要因を越える方向もまた、他国の当事者団体の活動から得た知見にはふくまれていた。

釜山会議では、一方で、オーストラリアのように、ほとんどの州でSWが合法化または非犯罪化されている国においては、当事者団体が国や自治体の財政支援を受けて予防介入活動を行い、専門家としてHIV予防政策策定をリードしているのみならず、一般人口のそれよりもSW人口におけるHIV感染率が低いという好結果を生んでいるという報告があいついだ。他方では、韓国のように売買春に対する取り締まりが強化されている国においては、SW同士の連携がより困難になり、搾取や暴力、HIV/STI感染の危険をはじめとするさまざまな危機に当事者が見

舞われる可能性が増しているという報告があいついでいた。また、反人身取引政策によって、SW 全体への取り締まりが強化され、そのことがSW の一般社会からの一層の排除に結びついているという具体例が、シンガポール、マレーシア、カンボジアなど各国代表によって発表された。

ロンドンのSWOUにおいては、ドイツのような、SW 自体は合法にもかかわらず移住性労働者のみが不法化されている国において、合法SW が移住SW の権利と安全・健康を守る支援活動を行うことの重要性が指摘されていた。そのためのツールとして、上記を行うことのできる当事者アクティビストを養成するワークショップや、多様な表現が可能であることを可視化するためのワークショップが意識的に行われていた。具体的には、一般労働組合による一般移住労働者支援の一環にSW がふくまれること、当事者・支援者組織によるアウトリーチや語学教室などの開設、SW 同士のピア・エデュケーションおよびピア・カウンセリング、SW 全体にかかわるマスメディア対策および政策決定機関へのロビイングを、多種多様な専門家の関与を得、国際的な情報網を広げながら行うことが効果的であることが明らかになった。

台湾の「社会秩序保護法」改正の背景には、この法律が売春における売春者のみを罰していることを「法の平等に反する」とする最高法院の違憲判決があった。立法府は法改正を余儀なくされ、同法内を買春者に対する罰則を設ける一方、他方では、1997年まで合法だったいわゆる「公娼制」を自治体の裁量と管理の下で復活させることができる新規定を制定し、売春者・買春者ともに非処罰化する道も開いた。しかし、法改正以来「公娼制」を再認可した自治体は皆無ということである。COSWAS の調査では、客のほかにもっとも大きく影響を受けたのは、そもそもぜい弱性の高かった少数派の街娼の人びとで、客が不法化されたことで仕事が減る一方、危険な客は残る結果になっているという。多数存在する飲食店等で働くSW の場合も、もともと違法のため、客とトラブルになったり被害に遭ったりしても店もSW も法に訴えることができない点が、ぜい弱性として認識されていた。日本の現状とも共通しているが、とくに法改正による影響は目立っていないという。HIV/STI 予防との関係では、法改正・制定の影響というよりもぜい弱性の高さが危険に結びつくことは懸念されていたが、数値的な調査にはなされていない。移住SW については、これも日本の場合と類似して、SW 以外の労働ビザや婚姻ビザを保持している場合が多いため、特定することが

困難で、予防行動、法改正の影響ともに把握することが困難であるという。一方で、法改正によって非犯罪化の道も開け、その過程で政治家などがSW の労働の権利を認める発言をするなど、当事者の権利と安全につながる世論形成にかんしては前進したとCOSWAS は認識している。この点で、現在は、実際に売買春をふたたび合法化する自治体が出現するよう働きかけている。また、不法化に反対するなかで、障害者をふくむユーザーとの連携を図り、SW と客双方の権利と安全をめざすことの重要性が浮上したという。

Scarlet Alliance の活動および研究成果からは、SW が合法であっても社会的スティグマがSW の精神衛生と身体の安全に支障をきたす場合があること、HIV/STI 予防とその介入はSW 全体におけるぜい弱性が強まるほど困難になること、当事者のぜい弱性を高めないように公衆および政策決定者・実行者に対する啓発が必要であること、移住SW においてはとくに、人身取引対策によって「被害者」とされ労働の権利を奪われることが当事者のぜい弱性を高める可能性があることが、明らかになった。

日本におけるアウトリーチで明らかになった、調査・予防介入阻害要因を越える2点の方向性をここで付け加えたい。

1点目は、デリバリーヘルスが国籍にかかわらずSW のぜい弱性を高め（客の強権化を許し）、安全・健康を阻害していることの危険性である。SW 当事者ばかりでなく、雇用者側や、SW を各所へ運ぶいわゆる「ならし」と呼ばれる無許可営業タクシー運転手などの証言もこれを裏付けている。

2点目は、TGSW についてである。TGSW はとくに健康・医療にかんする情報——具体的には、ホルモン治療と向精神剤を同時に服用した場合の作用・副作用について、仕事上だけでなくプライベートでもHIV/STI 予防行動を強化する方法について等の情報——を渴望しており、今後、アウトリーチが予防介入に功を奏することが期待できる点である。そしてこのことは同時に、医療や権利・安全にかかわる問題が、ピア・エデュケーションや当事者にアウトリーチする方法だけでは解決できないことも明らかにしている。性産業関係者と医療関係者のみならず、各分野の専門家同士の連携が切実に求められるゆえである。

5. 自己評価

達成度について

本課題の目的であった(1)当事者参加行動調査、(2)(1)を通じたピア・ネットワークの開拓、(3)とく

に接近困難な外国人 SW に対するアウトリーチ、(4) 実効性のある予防介入プログラムの開発 に即した達成度の自己評価は、以下のとおりである。

(1)と(2)については、下記「SW 当事者調査・予防介入について」で詳しく述べる。

(3)と(4)については、上述のように、数量データを根拠として予防介入プログラムを開発するには、まだまだ長いアウトリーチおよび調査の時間と、多くの社会環境・制度の変化が必要である。限られた時間と資源と法制度的制約のなかでこの調査を進め、現実的な予防介入方法を確立するには、質的データに重きをおく必要がある。

HIV 感染予防介入プログラムの開発について、その概要および必要条件は「結論」に後述するとおり把握されている。しかし、外国人 SW への接近困難が予想を上回ったこと、および、人的経済的資源の不足から、2012 年 3 月現在、これをマテリアルにし、さらにアウトリーチ活動をつうじて現場の当事者および業界関係者に周知するまでにはいたっていない。今後の研究の継続を希望するところである。

他方、TGSW にかんしては、代表研究者との協働で、当事者の保健行動かつエンパワメントを促進するための情報普及パンフレットがすでに作成され、成果として公表できるものとなっている。この配布と内容の周知についても、今後の研究継続を希望するものである。

研究成果の学術的・国際的・社会的意義について

当事者 SW 自身が HIV 予防に介入するプログラムは、日本では本研究以外にいまだ行われていない。しかし、ヨーロッパやオーストラリア、ニュージーランドでの先例に倣うならば、このアプローチはまず調査研究と一般社会の溝を埋めるものであり、同時に被調査者の人権と尊厳を尊重するために必要なものであり、それゆえに、現実的な性感染症予防効果をあげるはずのものである。

それを意識して、調査方法論的にさらに考察を深め発展させていく必要がある点として以下をあげる。とくにアウトリーチによって信頼関係を築き、その結果対象者から相談を受けた場合には、相談者から得た情報を第三者に漏えいしないことが鉄則である。調査者と相談者の両方の役割を果たすことができるのは当事者集団の長所であり、これを本課題は利用しているのだが、ふたつの役割は情報の公開と秘匿のどちらを優先するかの点で矛盾せざるを得ない部分がある。下記「今後の展望」にも関係するが、この点を何らかの形で克服する提案がプロジェクトの次の段階で可能になれば、保健衛生・疫学・社会

学など、この分野に係る学際的な調査一般に対する貢献になものと思われる。

さらに、外国人 SW についてのこのようなアプローチは、国連レベルで問題になっている人身取引被害の予防、被害者の被害回復への手がかりにもなるだろう。

SW 当事者調査・予防介入について

さらに、SW 当事者・支援者団体との協働という研究目的については、上述したとおり効果を上げたことも多い。しかしながら、この目的にかんしては反省すべきことも多く経験された。具体的な調査の過程に SW 当事者の観点を反映させることが上手くできなかった点が多々あったのである。以下に、2011 年度の SWASH メンバーに対する聞き取りから明らかになった、その概要を述べる。

SWASH は、本研究の主旨や意義に共鳴し、みずからの活動にデータで説得力をもたせるためにもネットワーク拡大のためにも、研究協力を積極的に引き受けたのであるが、結論としては、自分たちの生きた経験や知識を調査研究に反映させることが難しかった、という感想をもっている。一人はこれを、「当事者と（研究者）のパートナーシップは『民主主義』か『ファシズム』か、どちらかにしてほしい」と的確に表現した。つまり、「民主主義」ならば、「このような調査を、このような目的で、このような方法で、このような時間をかけて」することが、可能か否か、ということから始め、当事者と共同で議論をした末に計画を策定しなくてはならないというのである。概要の面では研究計画の初期デザインから、詳細な方法の面では調査票調査・質的調査双方に係る具体的な設問から関係し、その実施と集計や分析、フィードバックにも参画しなければ、当事者側からは、当事者との「協働」は達成されたと評価され得ないのである。

研究者側の、「忙しいのに巻き込んで悪い」、「公的研究調査のボキャブラリーや時間制限等細かい規則に合わせる余裕はないだろう」などという気遣いが、研究者と当事者の関係を曖昧なものにし、かえってこのような協働の障害になる、という意見も表明された。その結果としては、調査は「お金をもらってバイト的に」する「お手伝い」になり、それならば、研究者がすべてに責任をもちすべてをリードし指示を出す「ファシズム」の方が仕事はしやすい、という理にかなった見解である。

ただし、SWASH の場合は、いずれにしても研究結果を持参して経営者や当事者にフィードバックのためのアウトリーチも行ってきていることと、みずから国内外の会議等でこれを発表する機会をもって

きたことから、「調査研究に当事者（および支援者団体）がかかわるメリット」として、「結果について、（現場の実態と齟齬がある要素が感じられれば）現場はこうだからこう解釈してほしい、と解題することができる点」もあげている。

また、「民主主義」にもとづく真の協働研究を可能にするためにも、研究者の無知が生み出す現場の実態と齟齬があるような計画や設問、あるいは、当事者に対する礼を失したような計画や設問などを事前に削除したり、再検討したりするためにも、時間の調整が重要な点があらためて浮き彫りになった。

調査研究のすべてに当事者を巻き込んで行うことは、現行の、研究者・研究機関・助成機関のタイムフレームのなかには収まりきらない時間がかかるであろう。そして、当事者といえども一枚岩でないかぎり、当事者・支援者団体の内部でも、これらに時間を費やすための経済的、精神的資源が必要になるであろう。その時間を研究者、当事者双方の側で作り出すためには、当事者側の具体的な事情とニーズを、研究者・研究機関・助成機関側がより真摯に受け止め、本研究や類似研究に反映させるより一層の努力と柔軟な制度運営をする必要があるだろう。

今後の展望について：予防介入プログラムのための仮説

上記「研究成果の学術的・国際的・社会的意義」をふまえ、外国人SWにかんしてある程度の数のインタビューを集めることができ、質的に多角的かつ深い分析ができるものであれば、研究協力者とともに開発する予防介入プログラムにとって、大きな具体的根拠になるだろう。

TGSWについては、本課題が見いだした新たな個別施策必要層であるといえる。現在まで、エイズ対策事業としても、社会科学領域でもほとんど光を当てられていないTGSWが抱える問題については、TGであること自体がもたらす社会的排除の困難——顕著な具体例として、性風俗産業以外に収入を得るすべがない人が多いことなど——があり、適切なアプローチをさらに開拓する必要がある。

上述したとおり、日本人外国人SWについてのHIV感染予防介入プログラムのマテリアル化、および、アウトリーチ活動をつうじた周知化を、今後の研究継続によって諮ることができるよう、SWASH、分担研究者とも希望している。その前提として、たとえば、日本でもSWの権利・安全・保健行動問題にかんするフォーラムを定期的に開くことによって、性産業内外に対するHIV予防啓発と介入プログラムの開発と普及を進めることができるのではないかと考えている。

またTGSWについては、すでに作成された情報普及パンフレットの配布と内容の周知を、今後の研究とアウトリーチ活動によって実行できるよう希望している。

当事者・支援者団体との協働については、時間的にも長い視野をもった研究体制が必要である。やはりSWASHの一人は、予防介入プログラムの開発と普及について、「パンフレットのような形による情報」だけではなく「アウトリーチなどが入って、（どのような場面でどのような行動が適切かロールプレイをするなど）練習を一緒にできることが必要。（相手の）行動を変えるようにするには、イメージを湧かせるような行動で示すと頭にちゃんと入りやすい」といった。別の一人は、「調査やるときは、2時間でこの質問に答えてください、終わり、じゃない」ともいった。当事者との協働が予防介入に効果的だとした先行研究、海外の研究を是とすれば、このような時間をかけられる研究、成果が数で示されない研究を受け入れられる制度が必要である、ということにもなるだろう。

6. 結論

外国人SWの感染リスク行動の実態と感染せい弱性につながる諸要因を包括的にとらえ、ピア・ネットワークと予防開発プログラムの端緒をつける目的は、当事者集団SWASHが行ったアウトリーチワークと聞き取りによって十分な成果を見た。また、類似の活動・研究・政策提言にたずさわり、予防介入プログラムの実行までの目的を達成している、海外の当事者集団との比較において、日本のSW当事者調査の制度的阻害要因が明らかになった。これも、今後の調査計画と展望を開くに十分な成果であった。

さらに、現場レベルのミクロな権力関係に注目すれば、HIV/STI予防行動を始めとするSWの安全を確保するには、少なくともふたつの要件が重要だという理解ができた。(1)搾取や暴力のより少ない労働環境を保証するような雇用者・管理者との良好な関係を築くこと、(2)特定のSW集団外の社会とのつながりを確保し、支援を得る糸口をつかんでおくことである。これらによって、現在は確固とした「コミュニティ」が存在しない接近困難層が、すくなくとも層として社会的に把握されれば、予防介入の足がかりともなる。

そのためにも、性産業への取り締まりを緩和する方向へ働きかけ、いっそうのアンダーグラウンド化を避ける必要がある。

方法論的には、アウトリーチスキルの開発と、個々のアウトリーチワーカーの性質に頼る側面が少なく

なるような、技術の伝授（ピア・エデュケーション）がよりいっそう必要である。

2009 年度の調査は当初、調査票による量的調査および in-depth interview にまで入る予定だったが、前述した接近困難層ゆえの障害に阻まれてこれらはまだ達成されていない。障害を克服することはやはり SWASH の個々の調査者の努力のみでは不可能で、制度的な裏付けを追求する必要がある。

ここから、以上を客観的に担保する数量調査へ、そして本課題の最終目的である「HIV 感染予防に有効な性風俗業に従事する当事者による介入プログラムの開発と普及」に結び付けていきたい。

外国人 SW にかんする調査研究・予防介入の接近困難は再三指摘されてきたが、これは、社会的・文化的・法制度的な要素からなるもので、数年単位で解消するものでも調査者の努力で乗り越えられるものでもない。経済状況の悪化は、移住者・社会的に排除される立場にある性産業従事者、わけてもとくにぜい弱な立場にある外国人 SW を、より非公的な場へ、あるいは「一般」社会からより切り離されたところへ追い込む。性産業への取り締まりが厳しくなれば、この傾向は強まるばかりである。

当事者 SW が媒介する調査がここでもっとも効果を発揮する点は、数的な結果を出そうとすることとは思われない。そうではなく、アウトリーチを重ねることと、そこから生まれる対象者との人間関係を発展させ、相談機関としての信頼も得ながら、質的なデータを蓄積して予防介入の道を探ることこそ現実的であろう。

以上から結論づけられる、「セックスワーカーとの協働による HIV 感染予防介入プログラム」の概要と必要条件は、次のとおりである。

1. SW においては、日本人、外国人、外国籍永住者・定住者、TG それぞれについて、この人たちの法的立場に応じた予防介入プログラムが必要である。
2. 不法化されている立場にある人や行為を行う人（本番行為、外国人による風俗営業への従事など）にかんしては、法よりも当事者に味方することを明らかにするような接近方法が必要である。
3. 一方で、「接近困難」が研究者やアウトリーチ担当者の努力で解消されるわけではなく、法規制の強化によって度を増すことをふまえ、SW に対する（具体的には売春防止法および出入国管理及び難民認定法が代表する）法規制の緩和を求めることが必要である。
4. 当事者同士の連携が SW における搾取、暴力、HIV/STI 感染の危険をはじめとする危機を緩和することから、連携を促し、SW 全体に対する社会的ス

ティグマを軽減することも視野に入れた包括的なアプローチが必要である。

5. ピア・カウンセリング、ピア・エデュケーションなど、当事者間で経験や情報をシェアし立場の差を埋める活動の促進が必要である。
6. 将来的には、SW 当事者団体等を HIV/STI 予防行動の専門家として公的に認知する仕組みが必要である。
7. 自治体などに働きかけ、SW 当事者団体が経営者向けの研修を実施し、開業の際等に SW の安全と健康のための労働環境ガイドラインを順守させるシステムが必要である。
8. 一方で、仕事の場面だけでなくプライベートでも、ぜい弱な立場を克服し HIV/STI などの危険を減少させる方向性をもったアプローチが必要である。
9. すべての過程において、SW 当事者、TGSW 当事者、将来的には外国人 SW 当事者が参画することのできるプログラムの開発方法が意図されるべきである。
10. ユーザーをふくむ性産業、法律、さまざまな医療分野、心理、など諸分野の専門家同士の連携によって、SW の権利と安全を保障し HIV 予防介入に結びつけることが必要である。

7. 知的所有権の出願・取得状況（予定をふくむ）
該当なし。

研究発表

研究分担者
青山薫

論文
欧文

Aoyama, Kaoru, 2010, 'Changing Japanese Immigration Policy and Its Effects on Marginalized Communities: A Sociological Perspective' in *Journal of Intimate and Public Spheres*, No.0

Aoyama, Kaoru, Migrants and the Sex Industry. Fujimura-Fanselow ed. *Transforming Japan: How Feminism and Diversity are Making a Difference*. The Feminist Press at the City University of New York: 284-301, 2011

和文

青山薫. 「『性』をめぐる自由について—親密『権』を用いた検討」『自由への問い 生 生存・生き方・生命』所収. 岩波書店. 140-166, 2010.

青山薫. 「セックスワーカー」とは誰か—終章. 伊藤るり編. 新編日本のフェミニズム 9 グローバリゼーション. 岩波書店: 218-229, 2011.

2) 青山薫. セックスワーカーの人権・自由・安全—グローバルな連帯は可能か. 辻村みよ子編. ジェンダー社会学の可能性 第1巻 かけがえのない個から—人権と家族をめぐる法と制度. 岩波書店: 135-158, 2011.

口頭発表

海外

Higashi, Yuko; Kaname, Yukiko; Yagi, Kasumi; Nosaka, Sachiko; and Aoyama, Kaoru. "Sexual Health Risks Faced by Female Sex Workers in Japan." *XVIII International AIDS Conference*. The Messe Wien, Vienna, Austria. 20 July 2010.
Kaname, Yukiko and Aoyama, Kaoru (SWASH). Foreign Sex Workers in Japan. The 10th International Congress on AIDS in Asia and the Pacific, Busan, South Korea, August 26-30, 2011.
Kaname, Yukiko, Ponponmaru and Aoyama, Kaoru (SWASH). The Effect of the 2004 Korean Anti-prostitution Law on Sex Workers in Korea and in Japan. Sex Worker Open University, London, U.K., October 12-16, 2011.

国内

青山薫. 「二項対立的思考を逃れる実践—『セックスワーカー論』と当事者参加調査を題材に」. 京都大学文学研究科 GCOE 『第4回フィールド調査班アド・ホック研究会(継承・生き延び研)』. 京都大学時計台国際交流ホール. 2010年9月30日.

Aoyama, Kaoru. "Sexworkers Who Stay Tomorrow: Sexualised Migrants and Their Survival Strategies." In the Conference on *Sexual Boundary Crossings and Sexual Contact Zones in East Asia*. Institute of Comparative Culture, Sophia University. Oct. 2, 2010.

要友紀子・八木香澄・青山薫. 「海外のセックスワーカー運動 2010」. 第24回日本エイズ学会学術集会. グランドプリンスホテル高輪ザ・プリンス さくらタワー東京. 2010年11月25日.

青山薫. 「性産業のなかの移住者」. 京都大学文学研究科 GCOE 移動プロジェクト研究会. ホテルサンルート彦根会議室. 2010年12月19日.

青山薫. 「排除される側から見る『共生』の限界—移住セックスワーカーの現在」. 交響するアジア 第1回国際シンポジウム『東アジア「共生」学の探求—共に生き、共に学ぶ』. 富山国際会議場. 2011年2月14日.

青山薫. 親密「権」のポリテイクス—セックスワークを題材に. 京都大学文学研究科 GCOE オムニバス講義. 京都大学. 2011年6月9日.

青山薫. グローバル化とジェンダー—非「国民」のすすめ. 静岡県立大学男女共同参画推進センター／グローバル・スタディーズ研究センターシンポジウム. 静岡県立大学. 2011年6月13日.

Aiba, Keiko, Aoyama, Kaoru, Fujimura-Fanselow, Kumiko, Kaneko, Sachiko and Tolentino, Leny P. Exploring Issues of Diversity and Human Rights in Japan from a Feminist Perspective (Roundtable). The 15th Asian Studies Conference Japan, Tokyo, Japan, June 25-26, 2011.

青山薫. いま、日本で外国人を生きるということ. 京都大学文学研究科 GCOE フィールド調査班研究会. 京都大学. 2011年7月8日.

青山薫. 公開シンポジウム「集中討議・ジェンダー社会科学の可能性」第二部「かけがえのない個から」. 東京大学伊藤国際学術研究センター. 2012年3月20日.

参考文献

青山薫 2007 『「セックスワーカー」とは誰か—移住・性労働・人身取引の構造と経験』 大月書店
樽井正義 2004 厚生労働科学研究費補助金エイズ対策研究事業『個別施策層に対する固有の対策に関する研究 総括研究報告書』

中村美亜 2009 「性娯楽施設・産業に係る人々への HIV/AIDS 予防介入の可能性に関する研究」(東 2009 所収)

東優子 2009 厚生労働科学研究費補助金エイズ対策研究事業『日本の性娯楽施設・産業に係る人々への支援・予防対策の開発に関する学際的研究 総合研究報告書』

Aoyama, Kaoru, 2010, 'Changing Japanese Immigration Policy and Its Effects on Marginalized Communities: A Sociological Perspective' in *Journal of Intimate and Public Spheres*, No.0

Jeffreys, Elena, 2009, 'Anti-trafficking Measures and Migrant Sex Workers in Australia' in *Intersections: Gender and Sexuality in Asia and the Pacific*, Issue 19

TAMPEP International Foundation, 2007, *The TAMPEP VII Final Report*

ⁱ 社会問題の当事者がその問題に関する調査を行い、結果を問題の克服や解決に利用するような調査。調査のフィードバックが調査の対象者となった当事者になされることも要件である。調査者、対象者、政策決定者の一方的な力関係に規定される調査に反対する社会学調査方法論が考案した方法。

ⁱⁱ 脚注 ii と同様、研究者や教員という職業教育者ではなく、社会的に同等の立場にある者同士の相互教育的な関係による、問題の克服ツールの開発。今回の例として、アウトリーチワーカーが協働して作成した「店長の心の扉を開いちゃえ！」マニュアルを添付【資料 4】。

ⁱⁱⁱ 韓国語版が必要なのは、外国人 SW に韓国語話者が多いからではなく、経営サイドに多いからである。

^{iv} これらの機会は、注 v、vi のようなほかの調査研究および活動（への助成）との協働によって初めて可能となったものもある。

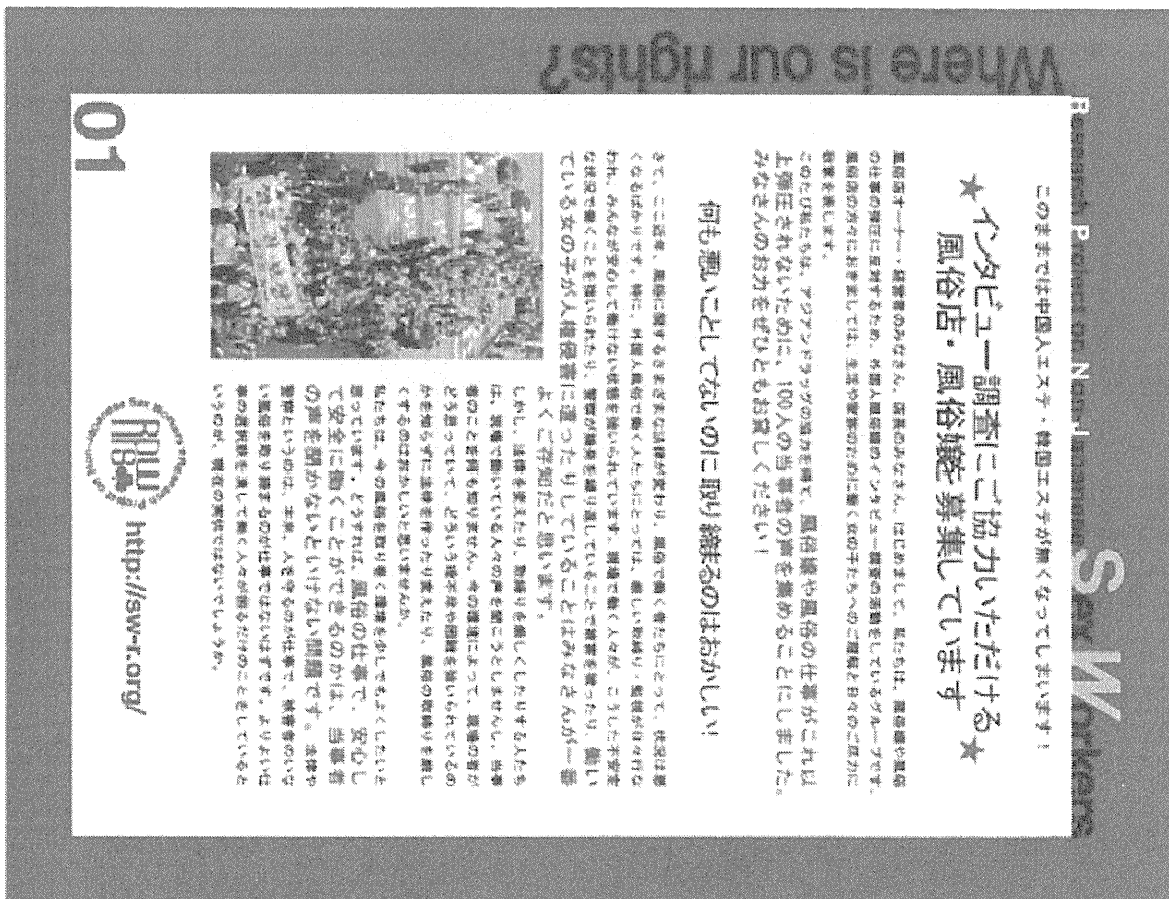
^v 文部科学省科学研究費助成「グローバル性取引—『人種差別』の影響と当事者の視座をもつ対策」および東北大学 GCOE グローバル時代の男女共同参画と多文化共生「人間の安全保障と人身取引問題」プログラム。

^{vi} Advisory Group Meetings for Developing Assessment Tools of Anti-Trafficking Measures, Organised by Aim for Human Rights, February 2009 in Utrecht and November 2009 in Prague

【資料1】SWASHがイラストなどをふんだんに使って作成した、親しみやすいHIV/STD予防パンフレット『はたらきかたマニュアル』（日本語）



【資料2】 「店長へお願いチラシ」(日本語版)



韓国で性売買防止法反対デモに3000人が集まりました!



風俗を潰そうとするのはいったい誰なのでしょう。その一端を握る大きな勢力に、女性議員の存在があります。「激しい産業から女性を保護する」という見方、女性議員たちは、風俗業界に規制をかけようとしている動向がみられます。こういった議員によって、日本でも2005年にさまざまな風俗の法律が変わりました。特に、人身売買禁止法ができたことで、外国人を雇っているというだけで人身売買の嫌疑として見られるようになり、外国人風俗が激しく閉り込まれるようになりました。お隣の韓国では2001年に女性者ができ(2005年に女性労働者に改名)、2004年に女性議員たちが、売春の売り手、買い手、風俗店をすべて規制対象とする新法「性売買防止法」を成立させました。しかし、この



とき、3000人の風俗嬢と風俗店経営者が、全国主要12都市からソウルの国会前に集まって、生活の保障と職業としての認知を求めてデモをし、新法の施行に反対の声を上げました。デモの参加者たちは、「自分達を封鎖にさせてほしい」「セックスワーカーとしての働く権利を要求する」「仕事を断つてかという女性団体は必要ない」「女性団体はわれわれを封鎖するな」と訴えました。3000人ものが業者たちが法律に反対したというこの事実が、法律制定の根拠として書かれてきた、「売春者は女性に対する人権侵害で女性差別である」という考え方が間違っているということを示明するものでした。このことは、

メディアでも大きく取り上げられ、社会の人々の見かたにも影響を与えました。日本でも、韓国の「性売買防止法」に倣って、客を処罰する「買春者処罰法」を制定しようという動きが国会議員や女性団体の間であります。このような法案が成立した場合、風俗嬢は失業することになるでしょう。そのために韓国のように、風俗で働く労働者たちの声を、法律を作る人たちに届けなければなりません。現時点の問題は、今までに当事者の調査がされておらず、本当の現状を認識されていないということです。



<http://sw-r.org/>

100人の当事者の声を集めたら、
関係機関に働きかけることができます!

風俗産業で経営者やオーナーをされている方で、これを読んで共感していただけただけなら、私たちのインタビューに協力してくれる女の子たちをご紹介いただけないでしょうか。もし、ご協力していただけるようでしたら、中国語の通訳と一緒にお店におかがいさせていただきます。

- ◆対象：日本国内の性風俗産業で働く、中国人女性(台湾は含みません)
- ◆インタビュー内容：生活・健康・労働状況について
- ◆目的：日本で働く中国人風俗嬢の現状を知り、現在の風俗を取り巻く法的/社会的環境原因と実態を究明して、風俗業界の環境改善に役立てたいと思います。特に、現実を知らない暴力的な法的措置の改善に力を尽くせたいと思います。

協力いただいたすべての方への取り締まりや国外輸出禁止の措置やきっかけとならないよう、細心の注意を払うことをお約束します。内容について、お店や個人を特定できるようなものを発表することはありません。回答は強制されることはありません。回答者は、聞かれたことについて、答えたくないこと、言いたくないことを無理に言うことはありません。20~30分程度のインタビューを予定しています。お金は一切かかりません。お答えを待つ休憩時間にインタビューに答えていただくことも出来ます。

ご連絡お待ちしています!

Tel: 090-2720-4365(担当: 暁)

Email: quash@city.jp

【外国人セックスワーカー調査プロジェクトとは】

わたしたちは、国連の機関であるUNODC(United Nations Office on Drugs and Crime, 国際薬物犯罪事務所)からの委託により、日本で働く外国人風俗嬢へのインタビュー調査を実施することになりました。調査をはじめ、風俗に影響のある様々な機関や法律に関係のあることを正しく理解してもらい、当事者の側に立った施策や法律を作るための勉強もしてもらうためにこの調査を引き受けました。プロジェクトメンバーの中には、これまで日本国内で多くの風俗嬢と対話をし、働く環境をよりよくするための活動や、性感染症などの予防活動をしてきた者などがいます。「売春は女性への差別である」「性の商品化は悪である」といった主張が竹達華奈を不当に取り締まる根拠となっていることに、大きな違和感を持ったメンバーが集まっています。この団体は、対象とは一切関係はありません。http://sw-r.org/



<http://sw-r.org/>

